平成２９年（フ）第８２７号
神奈川県藤沢市江の島１丁目６番30号
破産者　有限会社ホリエ工業
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２号
静岡市清水区楠300番地の２
破産者　有限会社エム・ケイ
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第８９号
京都府宇治市大久保町山ノ内11番地
破産者　株式会社クオリス
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第３３５号
高知市介良乙1216番地９
破産者　有限会社沖澤水産
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第６０号
福岡県大牟田市大字宮崎2688番地１
破産者　有限会社鈴建
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２９年（フ）第１６２号
長崎県長崎市園田町431番地２
破産者　光興業株式会社
1　決定年月日　平成29年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１８１号
埼玉県比企郡吉見町東野５丁目６番地６
破産者　丹　　正義
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２９年（フ）第１３４号
静岡県伊豆の国市古奈430番地の１　和光ビル　702号
破産者　村松　雅子
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１３６号
静岡県伊豆の国市古奈430番地の１　和光ビル　702号
破産者　村松　暢子
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２８年（フ）第５３５号
大阪府泉大津市助松団地２番55―307号、開始決定時大阪府和泉市一条院町143番地の３浅井アパート、前住所大阪府泉大津市池浦町５丁目８番15―301号
破産者　岡田　広和
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
大阪府岸和田市春木南浜町８番３号
破産者　木元　理恵（旧姓川本）
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４９号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３（７―401）、前住所奈良県北葛城郡王寺町太子１丁目５番２号
破産者　濵田　竜一
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
奈良県大和高田市大字有井78番地12
破産者　スカルプクリニックムースリバースこと　小掠由美子
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
奈良県橿原市醍醐町293番地の３　森田マンション206
破産者　北岡秋雄こと神田蓮こと　廉　　秋雄
1　決定年月日　平成29年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第１０８号
埼玉県羽生市南羽生１丁目28番地５
破産者　木村　幸男
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２００号
岩手県花巻市東和町舘迫２区222番地
破産者　金澤　謙一
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第６２号
宮城県大崎市古川諏訪２丁目13番51号
破産者　小野寺　和
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
茨城県鹿嶋市大字平井1180番地60（飯田アパート３）
破産者　矢野　　健
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２９年（フ）第５８号
栃木県下都賀郡野木町丸林622―２　コーポＨＩＲＯ　Ａ203、住民票上の住所栃木県小山市大字高椅1241番地２
破産者　上野　貴規
1　決定年月日　平成29年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部